

仕 様 書

1 業務名

三重とこわか大会とこまる広場運営業務委託

2 委託期間

契約の日から令和3年12月3日（金）まで

3 業務委託の概要

三重とこわか大会各競技会場とこまる広場の出店者の管理、出店エリアの運営、看板の制作及び報告書の作成等を行う。

4 三重とこわか大会各競技会場とこまる広場の設置場所及び期間

（1）設置場所

9市町13会場

詳細は下記「設置場所及び期間一覧」のとおり。

（2）設置期間

三重とこわか大会開催期間：令和3年10月23日（土）～10月25日（月）

ただし、各競技会場の設置日は下記「設置場所及び期間一覧」のとおり。

（3）開設時間

原則、午前9時から午後5時までとする。

ただし、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、各競技会場の競技会スケジュールに合わせて、開設時間を変更できるものとする。

（4）各会場の出店ブース数及び想定出店者数

別紙1「三重とこわか大会とこまる広場概要」のとおり。

＜設置場所及び期間一覧＞

設置場所	期間（運営日）		
	10/23 （土）	10/24 （日）	10/25 （月）
朝日ガスエナジー東員スタジアム （フライングディスク【身・知】／東員町）	○	○	○
四日市市総合体育館 （バレーボール【身・知】／四日市市）	○	○	—
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場※ （水泳【身・知】／鈴鹿市）	○	○	○
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場※ （サッカー【知】／鈴鹿市）			
津グランドボウル （ボウリング【知】／津市）	○	○	—

津市産業・スポーツセンター（サオリーナ） （バスケットボール【知】、車いすバスケットボール【身】／津市）	○	○	—
津市安濃中央総合公園内体育館 （バレーボール【精】／津市）	○	○	—
松阪市総合運動公園 芝生広場 （アーチェリー【身】／松阪市）	—	○	—
明和中学校第2グラウンド （グランドソフトボール【身】／明和町）	○	○	—
三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場 （陸上競技【身・知】／伊勢市）	○	○	○
三重県営サンアリーナ（メインアリーナ） （卓球【身・知・精】、サウインドテーブルテニス【身】／伊勢市）	○	○	—
三重県営サンアリーナ（サブアリーナ） （ボッチャ【身】／伊勢市）	○	○	—
長沢野球場 長沢多目的広場 （フットベースボール【知】／志摩市）	○	○	—
赤羽公園野球場 赤羽公園多目的グラウンド （ソフトボール【知】／紀北町）	○	○	—

※ 同敷地内のため、一か所に設置。

【身】…身体障がい者が出場できる競技

【知】…知的障がい者が出場できる競技

【精】…精神障がい者が出場できる競技

5 委託業務の詳細

（1）出店運営業務

以下のとおり。

なお、受託者と県実行委員会の業務担当詳細は、別紙2「三重とこわか大会とこまる広場運営業務委託 業務担当詳細」を参照すること。

ア 出店者管理

（ア）出店者との各種調整

- ・出店者一覧の作成（データ入力）
- ・納入通知書の発送
- ・出店者説明会の案内文作成及び発送
- ・出店許可書の発送
- ・IDカード・駐車許可証等の配布又は発送
- ・出店者が行う関係機関（保健所、消防署、税務署等）への手続き管理及び確認
- ・搬入出に関する出店者との調整
- ・その他、出店に必要な事項

（イ）マニュアル作成

- ・受託者が各会場に配置する人員（※イ 出店エリア運営（エ）当日の運営・管理を参照）及び実施本部員が共通で使用できる運営マニュアル（35ページ程度）を作成す

ること。各会場に配置する人員に配布するマニュアルの印刷費用も本業務委託費用に含まれるものとする。

- ・運営マニュアルには、各競技会場の開設スケジュールや位置図、業務内容、業務実施にあたり注意すべき事項等を記載し、全ての競技会場で共用できるものとする。
- ・出店者用の出店者マニュアル（60 ページ程度）を作成し、出店者説明会で説明すること。出店者マニュアルには、三重とこわか大会の概要、各競技会場の開設スケジュール、搬入出時の注意点及び衛生管理等、出店にあたり注意すべき事項等を記載し、全ての競技会場で共用できるものとする。
- ・運営マニュアル及び出店者マニュアルの紙面構成やデザインは、受託者において制作し、県実行委員会と協議のうえ、決定すること。
- ・運営マニュアル及び出店者マニュアルのPDF ファイルをCD-R に収め、納入すること。

（ウ）出店者説明会の実施

- ・県実行委員会と協議のうえ、令和3年9月中旬頃に日程を設定し、説明会会場の手配、準備、設営、受付、司会進行等の運営に関する全ての業務を行うこと。パソコン、プロジェクター、スクリーン及び音響機器等が必要な場合、それらも本業務委託費用に含まれるものとする。
- ・説明会の内容は、事前に県実行委員会と協議のうえ決定すること。
- ・出店者全員が参加できるよう日程や会場を調整すること。
- ・説明会は、出店者マニュアルに基づいて実施し、2時間程度で実施すること。
- ・出店者は、リモートでの参加も可とする。そのため、リモートで参加ができるよう接続環境等を整備すること。リモートでの参加者には、事前に出店者マニュアルを送付すること。
- ・説明会において、県実行委員会が提供するIDカードを参加者に配布すること。リモートでの参加者には、郵送等により送付すること。

（エ）食品衛生講習会の受講確認

- ・食品を取扱う出店者に対し、食品衛生講習会受講状況を確認すること。食品衛生講習会の実施方法は、契約締結後に県実行委員会から提示する。

イ 出店エリア運営

（ア）出店エリアのレイアウト作成

- ・各会場の出店エリアの日毎レイアウトを作成すること。なお、各会場の図面は契約締結後に県実行委員会が提供する。
- ・日毎レイアウトのPDF ファイルをCD-R に収め、納入すること。

（イ）出店者の名入り吊看板の制作、設置及び撤去

- ・出店者の名入り吊看板（W900mm×H300mm程度）を制作し、会場設営業者が設置するパイプテント（2間×3間、一部会場のみ1.5間×2間）へ適切に取り付けること。屋内会場は、スタンド看板（看板面：W300mm×H600mm、全高：H1500mm程度）を設置すること。
- ・出店者の入れ替わりや気象状況等、必要に応じて掛け替え、とこまる広場設置期間終了後に撤去すること。
- ・取り付けに必要な資材等は受託者が用意すること。
- ・各看板の材質は指定しないが、出店者及び来場者の安全を第一に確保し、仕様、取付

又は設置位置等を事前に県実行委員会と協議のうえ決定すること。

(ウ) 搬入出作業時の安全管理

- ・出店者が行う搬入出作業時の交通整理や誘導等を行い、安全確保を図ること。

(エ) 当日の運営・管理

- ・とこまる広場の運営を安全かつ確実に実施するとともに、円滑に行うために必要な人員（各会場に会場責任者1名、運営スタッフ1名程度）を配置し、出店者及び来場者への対応、誘導、開設時間の管理等を行うこと。
- ・受託者が各会場に配置する人員の氏名、担当職務等を記載した人員手配計画を作成すること。
- ・とこまる広場実施報告書（※ウ とこまる広場実施報告書作成業務を参照）の作成にあたり必要となる出店者アンケートを実施すること。アンケート項目及び実施方法は受託者が提案すること。
- ・当日の運営にあたる人員は、統一したスタッフユニフォームを着用すること。県実行委員会から、各会場2名分のビブス・帽子（ピンク色）を支給するが、不足する場合は類似のユニフォームを受託者が用意すること。

(オ) 終了後の清掃

- ・各ブースで出たゴミは出店者が持ち帰ることを基本とするが、開設時間終了後、受託者でとこまる広場周辺の清掃を行うこと。

(カ) 新型コロナウイルス感染防止対策

- ・とこまる広場の運営にあたっては、「三重とこわか国体・三重とこわか大会 新型コロナウイルス感染防止対策基本方針」、「三重とこわか大会競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を遵守し、出店者へ周知徹底すること。

ウ とこまる広場実施報告書作成業務

三重とこわか大会各競技会場における日毎の来場者概数、出店者売上、記録写真、出店者アンケート結果、その他特記事項等を記した報告書を作成し、業務完了後に速やかに提出すること。

6 校正等

各種マニュアルや看板等、受託者が紙面構成やデザインを提案するものは、県実行委員会の校正または確認を受けてから制作すること。

校正等を受ける際は、県実行委員会の指定がない場合は、電子メールにて提出すること。

7 成果物の納品

(1) 成果物の数量、納品先及び納品時期

納入する成果物	数量	納品先等	納品時期
運営マニュアル（冊子）	20冊	県実行委員会	校了後、速やかに提出
出店者マニュアル（冊子）	20冊	県実行委員会	出店者説明会の3日前まで
	110冊	出店者に配布	出店者説明会の開催日まで
	65冊	各競技会場予備（5冊×13会場）	令和3年10月23日（土）

出店エリアの日毎レイアウト	3	県実行委員会	契約締結後に協議
人員手配計画	3	県実行委員会	契約締結後に協議
C D - R (運営マニュアル、出店者マニュアル、出店エリアの日毎レイアウト及びとこまる広場実施報告書の電子データを収めたもの)	1	県実行委員会	校了後、速やかに提出
とこまる広場実施報告書	3	県実行委員会	令和3年12月3日(金)
業務完了報告書	1	県実行委員会	令和3年12月3日(金)

※数量及び納品時期は、現段階での想定であり、契約締結後に変更が生じる場合がある。

(2) 納品先

三重県津市広明町1-3

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

(三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課内)

(3) 納品方法

- ・印刷物は、管理しやすい数量で梱包、納品すること。また、開封せずとも中身を把握できるようにするため、包装紙等の上面と側面に品名と数量を表示すること。
- ・発送に使用する封筒や段ボール等は受託者が用意すること。

8 実施体制

- (1) 本業務委託を指揮する総合責任者を配置すること。
- (2) 総合責任者は統括的に全体状況を把握し、県実行委員会と常に連絡が可能な連絡体制及び通信手段を確保すること。
- (3) 契約締結後、業務遂行に必要な人員及び指揮系統を記した業務実施体系図を作成し、速やかに提出すること。
- (4) とこまる広場の運営にあたり、事故、トラブル及び苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県実行委員会に報告すること。

9 特記事項

- (1) 契約締結後、受託者と県実行委員会でスケジュールの打合せを行うこと。
- (2) 印刷物の素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は本業務委託費用に含まれるものとする。
- (3) マスコットおよびロゴマーク等の電子データは、契約締結後、県実行委員会から提供する。
- (4) 11月24日(水)から26日(金)に、開催地連絡協議会及び後催県報告会を予定しているため、県実行委員会の資料作成等に協力すること。

10 著作権関係

- (1) 受託者は、委託業務の実施により作成される成果品の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)については、納品の確認をもって全て県実行委員会に譲渡することとする。

- (2) 受託者は、本業務の遂行及び本業務における成果物に対する著作権人格権の行使をしないものとする。
- (3) 県実行委員会は、当該成果物の内容を受託者の許諾なく自由に公表することができる。
- (4) 本原稿の二次利用は、県実行委員会に帰属する。

11 秘密の保持

- (1) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に県実行委員会の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後もその効力を有する。

12 個人情報の適正管理

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

14 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、県実行委員会と緊密な連携をとり、その指示に従うこと。
- (2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託額等の取扱いは、県実行委員会と受託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 両大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は県実行委員会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、制作した業務に係る費用を積算したものを、県実行委員会の指定する日時までに提出すること。
- (4) 本業務に関し疑義が生じた場合は、その都度、県実行委員会と協議のうえ、決定すること。

- (5) 県実行委員会が解散した場合、契約に基づく当該成果品に関する権利は、三重県に承継されるものとする。
- (6) 先催県の出店者マニュアル等は、県実行委員会事務局内で閲覧することができる。(閲覧可能な時間:三重県庁の開庁日の午前9時から午後5時まで。事前に電話で連絡すること。)

【連絡先】

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局 総務企画課

(三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課)

電話：059-224-2995